

福島県ドメスティック・バイオレンスの防止 及び被害者の保護・支援のための基本計画

< 第 4 次改定版 >

令和 2 年 3 月

福 島 県

目次

第1章 計画の改定にあたって

1	計画改定の趣旨	1
2	計画の位置付け	2
3	計画の期間	2

第2章 本県におけるDVの現状

1	県内のDV相談件数	3
2	保護件数	4

第3章 計画の基本理念・基本目標

1	基本理念	5
2	基本目標	5
3	施策体系	6

第4章 具体的な施策

1	基本目標Ⅰ 暴力を許さない意識の醸成	8
2	基本目標Ⅱ 安心して相談できる体制の充実	13
3	基本目標Ⅲ 被害者の安全な保護の実施	20
4	基本目標Ⅳ 被害者の自立を支援する環境の整備	27

第5章 具体的目標及びモニタリング指標

1	具体的目標（数値目標）	34
2	モニタリング指標	35

第1章 計画の改定にあたって

1 計画改定の趣旨

暴力は重大な人権侵害であり、性別や関係性を問わず、決して許されるものではありません。特に、配偶者暴力等（以下「DV」という。）は、加害者に罪の意識が薄く、外部からの発見が困難で潜在化・深刻化しやすい特性があるといわれています。県内でもDVを背景とする刑事事件は少なくありません。

DVは、加害者と被害者との間の個人的な問題と捉えられ、身体暴力や生命への脅威が注目を集めますが、DVの本質は、様々な力 — 身体暴力、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力、社会的暴力、子どもを巻き込んだ暴力など — を手段として、優位者が劣位者を恒常的に支配する構造がつくられることにあります。

これは、被害者の身体生命のみならず基本的人権を深く侵害するものです。県としては、人権に及ぼす深刻さを認識しながら、DV対策を進めていかなければなりません。

また、被害者の多くは女性です。ジェンダーに起因する根強い性別役割分業意識や経済的格差などが容認され、政治的・経済的・社会的優位に男性が立ち、従属的な立場に女性が置かれるという性差別的な社会構造が、DVを生む土壌となっていることを理解し、DVをはじめとする暴力を容認しない社会の実現に向け取り組んでいく必要があります。

福島県では、平成13年の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV防止法」という。）」の制定に伴い、「福島県ドメスティック・バイオレンス対策連携会議（以下「連携会議」という。）」を設置し、関係機関の連携による総合的なDV対策の推進を開始するとともに、平成14年3月に公布された「福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会を形成するための男女共同参画の推進に関する条例」第7条第2項において、「何人も職場、学校、地域、家庭その他の社会のいかなる場所においても、男女間における暴力的行為（精神的な苦痛を著しく与える行為を含む。以下同じ。）を行ってはならない。」と定めました。

平成14年度には、配偶者暴力相談支援センター（以下「DVセンター」という。）を県内8か所に設置、平成16年度にはDVセンターの中核となる婦人相談所の機能を強化し「福島県女性のための相談支援センター」（以下「女性センター」という。）を整備しました。

平成18年3月には、連携会議において「福島県ドメスティック・バイオレンスの防止及び被害者の保護・支援のための基本計画」（以下、「本計画」という。）を策定し、以降3回の改定を行いながら、本計画に基づき、被害者の相談、保護、支援及び啓発などの対策を推進しています。

また、平成22年には郡山市が県内市町村で初めてDVセンターを設置、さらに、令和元年10月までに18市町が市町村基本計画を策定するなど、住民に身近な自治体における推進体制の整備が少しずつ進んでいます。

しかし、DVの防止と被害者の保護や支援のためには、依然として多くの課題が残されています。

DVに関する相談は年間1,500件程度あり、減少に転ずるには至っていません。

また、全国ではDVに関連する死亡事件や、DVと密接に関連するとされる児童虐待死亡事件が発生しており、令和元年6月にはDVセンターが相互に連携・協力すべき機関として児童相談所を法文上明確化するなど、DV防止法の第4次改正が行われました。

さらに、都道府県のDV対策の中核と位置づけられている婦人相談所（本県では「女性センター」が該当。）のあり方について、その根拠法令である売春防止法改正等を含めた検討が行われており、その推移を注視していく必要があります。

このため、現計画が令和元年度をもって終了するに当たり、本県における現状と課題、関係法令の改正や社会情勢の変化等を踏まえ、県全体のDV対策を一層推進するため、本計画の第4次改定を行います。

2 計画の位置付け

この計画は、「福島県総合計画『ふくしま新生プラン』」、「ふくしま男女共同参画プラン」等、県の各種計画と整合性を計った計画です。

また、この計画は、DV防止法第2条の3の規定に基づく基本計画としても位置付けます。

3 計画の期間

この計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

なお、計画の期間内でも、DV防止法の改正等により新たにこの計画に盛り込むべき事項が生じた場合には、必要に応じて見直すこととします。

第2章 本県におけるDVの現状

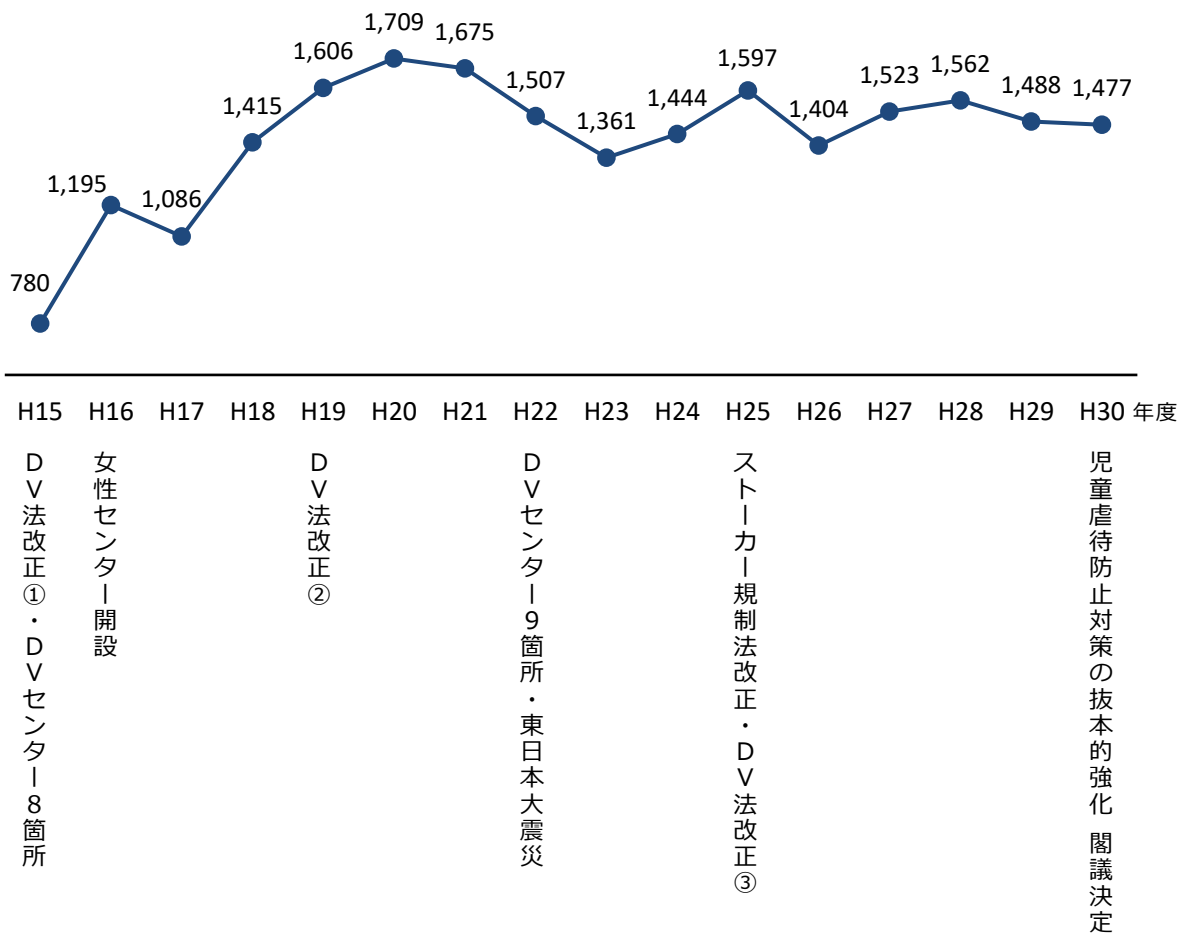
1 県内のDV相談件数

本県では、平成13年4月にDV防止法が制定されたことを受けて、県内8か所にDVセンターを設置し、被害を受けている方の支援を行ってきました。

平成16年4月には女性センターを整備し、DVをはじめとする暴力の被害者や様々な悩みを抱える方々の支援施設としての機能を果たしてきました。

平成15年度のDVセンターの相談受付件数は780件でしたが、女性センターが開所した平成16年度には1,195件と約1.5倍になり、大幅に件数が増加しました。それ以降も引き続き増加傾向で推移し、平成20年度をピークに減少していましたが、再び平成23年から平成25年まで増加傾向となり、その後は1,500件程度で推移しています。

DVセンターの相談受付件数



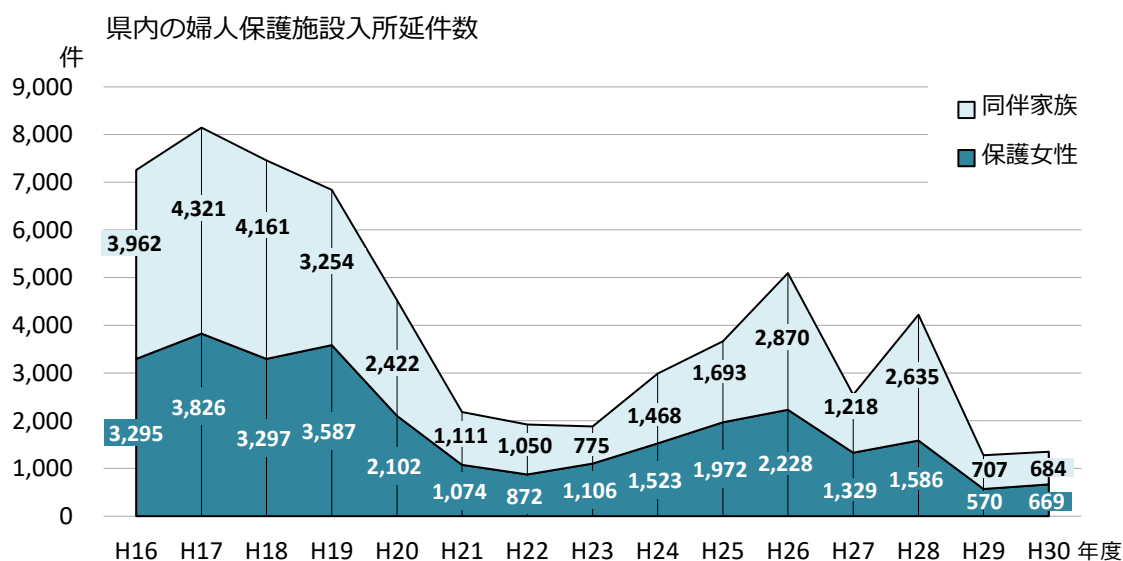
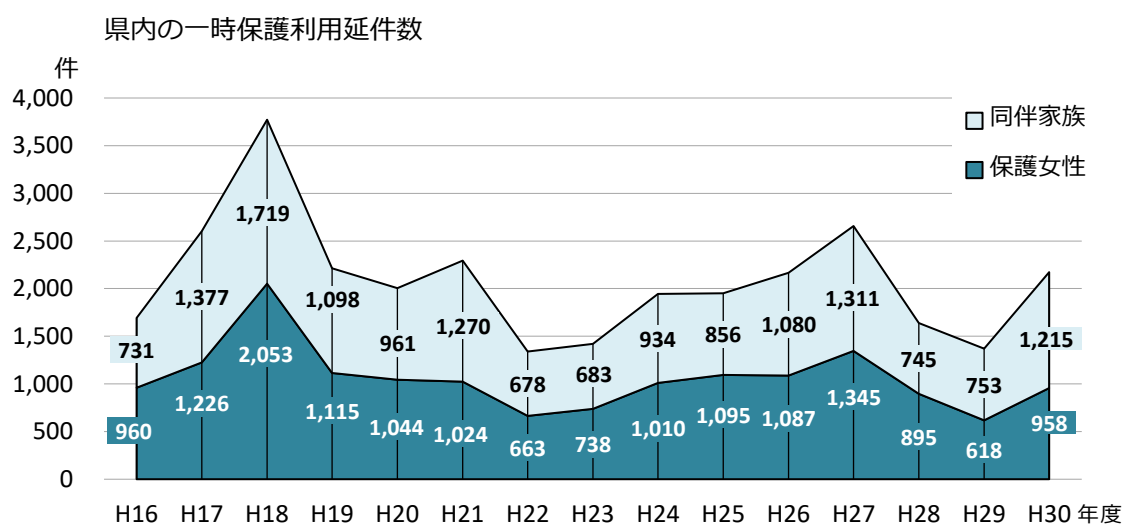
2 保護件数

被害者の一時保護は、被害者の意思に基づき、適当な寄宿先がなく、その者に被害が及ぶことを防ぐため緊急に保護することが必要であると認められる場合等に行われるもので、その期間は2週間程度とされています。

一時保護は地域の実情に応じて福祉施設や民間シェルターへの委託が可能となっています。なお、一時保護所の所在地は非公表とされています。

一時保護後は、自立や帰郷等のほか、単身者の場合は婦人保護施設への入所や、同伴する子どもがいる場合は母子生活支援施設への入所となる場合があります。

一時保護等の利用者延べ人数の推移は、グラフのとおりです。本県では平成30年度に増加に転じましたが、全国的には減少傾向を示しています。



第3章 計画の基本理念・基本目標

1 基本理念

ドメスティック・バイオレンスを許さない社会

暴力は重大な人権侵害であり、性別や関係性を問わず、決して許されるものではありません。特に、DVは、潜在化・深刻化しやすく、被害者の避難や自立には、社会的にも経済的にも多くの支援が必要です。

県は、DVについて社会全体の認識を深め、関係機関が連携しながら、被害者を支援する体制を構築します。

また、児童虐待を始め、高齢者虐待や障がい者虐待など家庭内で起こる暴力との関係にも視野を広げ、暴力を生み出す社会構造について認識を深めながら、あらゆる暴力のない社会の実現を目指します。

2 基本目標

I 暴力を許さない意識の醸成

- DVは、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であるとの認識を深め、あらゆる機会を捉えて暴力防止に向けた普及啓発を行います。
- 暴力を許さない社会の実現のため、暴力の防止、通報や相談への対応、保護、自立支援等多くの段階にわたって、県、市町村、地域が連携・協力して、様々な年齢層に対する意識づくりを進めます。

II 安心して相談できる体制の充実

- 暴力を発見する可能性の高い機関が、女性のための相談支援センターを含めたDVセンターや警察に通報しやすいよう、具体的な対応方法や連携の仕組みづくりを進めます。
- DVに関する相談に適切に対応できるよう、相談機能の充実を図ります。
- DVの相談や援助の機能を持ったDVセンターについて、被害者のより身近な相談機関として、市町村による設置を促進します。
- DVセンター等の相談機関は、被害者の支援にあたり総合的で継続性をもった支援ができるようソーシャルワーク機能を充実させます。

III 被害者の安全な保護の実施

- 被害者の安全確保が最優先課題であることを認識し、関係機関が連携し、情報管理の徹底や被害者の状況に配慮しながら、保護を実施します。
- 被害者の多様なニーズへの対応が可能となるように保護体制を充実します。
- 保護命令やその他の被害者の安全を確保する措置が適切になされるよう、関係機関が連携して被害者の安全な保護に取り組みます。

IV 被害者の自立を支援する環境の整備

- 被害者が生活を再建し自立するために、関係機関が連携し、総合的な支援体制を整備します。
- 被害者の自立のために、地域や民間支援団体等からの様々な支援が期待されることから、行政や地域、民間支援団体が連携・協力して支援することが可能な環境の整備を推進します。
- DVセンター等の支援機関は、総合的で継続性をもった支援ができるようソーシャルワーク機能を充実させます。

3 施策体系

基本目標	実施項目	実施施策
I 暴力を許さない意識の醸成	1 大人のための人権教育やDVに関する啓発	(1) 啓発・広報の実施 (2) 職場における啓発の実施 (3) 外国人、障がい者、性的少数者へのDVについての啓発
	2 子どもに対する人権教育やDVに関する啓発	(1) デートDV防止の啓発の実施 (2) 中学校・高等学校等における性に関する教育の推進 (3) 小学校・幼稚園・保育所等における性や人権・命に関する教育の推進
	3 教育者・地域リーダーの育成	(1) 地域リーダーの育成 (2) 民間支援団体・ボランティアへの支援 (3) 教育者の認識の向上
	4 ネットワークの形成	(1) 家庭における虐待防止対策 (2) 市町村レベルでのネットワークの構築
II 安心して相談できる体制の充実	1 地域における連携の強化や対応能力の向上	(1) 市町村基本計画策定に対する助言、支援等 (2) 医療関係機関との連携 (3) 弁護士との連携 (4) 民間支援団体との連携 (5) 民生委員・児童委員・人権擁護委員等各相談員との連携 (6) 警察における対応 (7) 児童相談所との連携 (8) 関係機関の対応と情報の共有化
	2 配偶者暴力相談支援センターでの支援	(1) DVセンター機能の充実 (2) DVセンターと関係機関との連携 (3) 市町村における相談体制整備への支援
	3 女性相談員による支援	(1) 女性相談員の相談対応能力向上のための研修の充実 (2) 組織的な対応への配慮 (3) 市町村における女性相談体制の充実
	4 ボランティアと民間支援団体への支援	(1) ボランティアとの連携・協力 (2) 民間支援団体との連携・協力

基本 目標	実施項目	実施施策
Ⅲ 被害者の安全な保護の実施	1 被害者の安全確保	(1) 安全な移送の確保 (2) 保護・緊急避難の実施 (3) 同伴児に対する配慮 (4) 一時保護委託の拡充 (5) 県域を越えた一時保護委託の検討 (6) 民間支援団体への支援 (7) 関係機関との連携 (8) 迅速な苦情解決体制の整備
	2 保護命令制度等司法手続きについての支援	(1) 保護命令等司法制度の周知 (2) 保護命令の通知を受けた場合の警察の対応 (3) 保護命令の通知を受けた場合のDVセンターの対応
	3 被害者の心身の回復	(1) 医学的・心理学的支援の充実 (2) 同伴児の心身のケア (3) 医療費
	4 多様な背景を持つ被害者への対応	(1) 外国人への対応 (2) 障がい者への対応 (3) 性的少数者への対応
Ⅳ 被害者の自立を支援する環境の整備	1 女性のための相談支援センターにおける支援	(1) 生活スキル支援 (2) 外国人への対応 (3) 自立生活準備のためのケースマネジメント
	2 就労の支援	(1) 就職に向けた支援 (2) 職業訓練の実施
	3 地域での生活に向けた支援	A 市町村及び福祉事務所等における被害者の支援 (1) 住宅の確保 (2) 生活保護 (3) 健康保険 (4) 保育所等の子育て支援 (5) 住民基本台帳の閲覧等の制限 (6) 母子生活支援施設の利用
		B 民間支援団体等における被害者の支援 (1) 地域における活動支援 (2) 地域において援助にかかわる専門家との連携
	4 子どもへの支援	(1) 子どもへの心身のケア (2) 就学支援と安全確保
5 地域におけるアフターケア	(1) DVセンター等によるアフターケア (2) 市町村における支援 (3) ひとり親家庭への支援 (4) 地域の外国人被害者への支援	

第4章 具体的な施策

基本目標 I

暴力を許さない意識の醸成

1 大人のための人権教育やDVに関する啓発

現状と課題

- 平成29年度に内閣府男女共同参画局が実施した「男女間における暴力に関する調査」では、約4人に1人が「配偶者から暴力を受けたことがある」と回答しています。性別にみると、被害経験があった女性は約3割、男性は約2割となっています。また、同居する交際相手からの暴力の被害経験の有無に関する設問に対しては、女性の約6割、男性の約3割が「同居（同棲）期間中に暴力被害を受けたことがある」と回答しました。
- DV防止のためには、人権を尊重し、個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識を社会全体で共有していくことが必要です。
- 被害者は女性に限定されませんが、被害者の多くは女性で、「夫が妻に対して暴力をふるうのはある程度は仕方がない」「妻は忍耐するもの」「円満な家庭を築くのは妻の役目」というような旧来の社会通念に照らし、暴力を受けることを我慢しなければならないと考え、耐えている被害者もいます。自ら受けている暴力は、犯罪となる行為も含む重大な人権侵害であるということへの「本人の気づき」を促すことも重要です。
- DVは家庭内の問題であり、他人が関わることに躊躇することもあります。被害者の周囲の人々がDVについての認識を深め、相談しやすい環境づくりが必要です。
- 現在被害に遭っている被害者の保護や自立支援がまず必要なことですが、本当のDV問題解決のためには、暴力を許さない社会の実現が不可欠であり、家庭、地域、職場、学校などあらゆる分野においてDVが犯罪であり、重大な人権侵害であるという認識を深める教育や研修、啓発が必要です。
- 被害にあった人が、被害にどのように対処するのか、生活を再建するまでにどのような支援を受けることができるのかなど、問題を解決するための様々な制度の周知に努めることも重要です。
- 県では、例年11月11日から11月25日までの「女性に対する暴力をなくす運動」期間にあわせて、DVに関する広報・啓発活動を実施しています。

(1) 啓発・広報の実施

広報誌やテレビ・ラジオ・新聞等のメディア、ホームページ等を活用した広報等、広く県民に対する普及・啓発事業を実施します。

併せて、被害者が問題解決のために活用できる様々な制度について周知します。

さらに、地域の婦人会・PTAなど各種団体の研修会の機会を捉えて啓発・広報を行います。

また、市町村において、地域住民に対する普及・啓発のため、広報誌等を活用した広報やDVに関する講演会・研修を実施します。

(2) 職場における啓発の実施

各職場において、人権研修や男女共同参画に関する研修と同じように、DVに関する研修の実施を進めます。

(3) 外国人、障がい者、性的少数者へのDVについての啓発

福島県国際課の調査では、平成30年12月末日現在の福島県内外国人登録者数は14,053人となっています。県内で暮らす外国人が、言語や慣習等が壁となり、DVに関する支援情報から疎遠となっている状態が考えられます。また、コミュニケーションのハンディがあり、情報を得ることが難しい障がい者についても同様の状態が考えられるため、機会を捉えながら、外国人や障がい者に対して、DVについての普及・啓発を行います。

加えて、人の性自認や性的指向は多様であることの認識を持ち、同性間の被害が発生することもあること等、性的少数者のDV被害についての普及・啓発を行います。

2 子どもに対する人権教育やDVに関する啓発

現状と課題

- 思春期や青年期などにある若い恋人の間での暴力が発生しており、問題視されています。このような、未婚の若い男女の間で起こるDVは「デートDV」と呼ばれています。
- 本県では、人工妊娠中絶実施率が全国でも高い順位にあることから、性の健康問題に対する早急な対応が必要です。
- 思春期の若者に対して、生命・お互いの人権を尊重する人間教育としての性に関する教育を進めています。

- 県や民間支援団体等では、男女共同参画等に関する副読本等を作成し、県内の中学校や高等学校に配付し、授業等での活用を推進しています。

例 「デートDV 10代のあなたに贈るDV読本2019」（「10代のあなたに贈るDV読本2019」をつくる会）
「デートDV知っていますか？」（福島県保健福祉部児童家庭課）等

- 小・中学校、高等学校等において、生と性に対する理解を深めるための教育をさらに充実させるとともに、人権意識を高めるための教育機会を拡充し、男女が互いに尊重しあうような意識づくりが必要です。

施策の方向

地域・民間支援団体等、生活環境部、保健福祉部、教育庁、警察

(1) デートDV防止の啓発の実施

中学校・高等学校等において男女の人権の尊重や若い男女間の暴力についての認識を深めるための取組を進めます。

併せて、思春期の若者の生と性に関する相談窓口を設置し、相談体制の充実を図ります。

(2) 中学校・高等学校等における性に関する教育の推進

10代の望まない妊娠や性感染症の拡大を防止など、生徒の発達段階に応じ、生命尊重、人権尊重、男女平等、男女の相互理解と協力の重要性などについて指導の充実を図ります。

(3) 小学校・幼稚園・保育所等における性や人権・命に関する教育の推進

命の大切さや体のしくみなど、児童の発達段階に応じ、生命尊重、人権尊重、男女平等、男女の相互理解と協力の重要性などについて指導の充実を図ります。

3 教育者・地域リーダーの育成

現状と課題

- 暴力を許さない社会の実現の意識啓発や被害者支援等は、行政だけでできるものではなく、民間被害者支援団体をはじめとする民間支援団体との連携・協力が必要です。
- 民間支援団体が活動する上で、ボランティア等との連携・協力は不可欠であり、そのための人材育成を進めていく必要があります。
- 学校教育現場で、ジェンダーや男女間の暴力等について、一層、認識を深めていく必要があります。

(1) 地域リーダーの育成

民間支援団体やボランティアが地域において被害者支援や意識啓発のリーダーとして活躍できるよう育成し、活用できる仕組みづくりを推進します。

特に、県内においては、被害者を保護する施設が稀少であることから、育成に当たっては、避難施設の整備による被害者支援の必要性についても理解を促します。

(2) 民間支援団体・ボランティアへの支援

民間支援団体やボランティアが活動しやすいように、情報提供などの支援を行います。

また、県内において被害者の支援を行っている民間支援団体の活動を促進するため、民間支援団体の研修の実施を支援します。

(3) 教育者の認識の向上

子どもたちや若者に接する教育者の認識の向上のため、教職員の研修において男女共同参画に関する研修を実施し、DVについても認識の向上を図ります。

4 ネットワークの形成

現状と課題

- 家庭内には、DVのみならず、児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待等家庭内において弱い立場に置かれがちな人々への虐待が潜在化しています。
- 児童虐待、DVなどの虐待行為は密室化しやすい家庭内で発生しており、相互に関わり合っている例も多く、家庭内のあらゆる虐待が潜在化しないようにする必要があります。
- 子どもがいる家庭でDVが行われている状況は児童虐待の心理的虐待に当たります。
- 令和元年6月のDV防止法改正では、児童虐待防止対策及び被害者の保護対策の強化を図るため、児童虐待と密接な関連があるとされるDV被害者の適切な保護が行われるよう、DVセンターや警察等と相互に連携・協力すべき機関として児童相談所が明確化され、保護の対象である被害者に同伴家族も含めることとされました。
- 家庭内における虐待問題を防止するため、住民に身近で、早期発見・対応が可能な市町村における虐待防止ネットワークの構築を促進し支援するとともに、地域における各関係機関の情報の共有化と連携を図る必要があります。
- 被害者が高齢者や障がい者などの場合には、被害者の自立や保護のため、様々な社会資源を活用するとともに、関係機関の連携・協力が特に重要です。

(1) 家庭における虐待防止対策

保健福祉事務所毎に各組織の横断的連携により、虐待や暴力の種別を超えて、地域に密着した相談支援体制の充実を図り、また、市町村での虐待防止活動を支援します。

さらに、市町村が設置する要保護児童対策地域協議会へのDVセンター及び福祉事務所の参画を進め、子どもと家族に関する情報や支援方法を共有し、関係機関の連携を図ります。

(2) 市町村レベルでのネットワークの構築

人権侵害、虐待などの顕在化しにくい問題について、市町村における相談業務体制の充実や相談しやすい環境づくりを促進するとともに、市町村によるネットワーク構築を支援します。

1 地域における連携の強化や対応能力の向上

現状と課題

- 潜在化しやすいDV被害を早期発見するためには、身近な機関が被害者の発見に努めることが必要です。
- DVは、防止から通報や相談への対応、保護、自立支援等多くの段階にわたって、多様な関係機関等による支援が必要な問題であることから、被害者にとって、最も身近な行政主体である市町村の役割が大変重要です。平成19年のDV防止法改正で、市町村はDV防止や被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画を策定するよう努めるものとされました。
- DV防止法では、DVを受けている者を発見した者は、その旨をDVセンター又は警察に通報するよう努めることが規定されています。
- DV防止法第6条に規定する発見者からの通報について有効な取組が行われるよう、医療機関や関係者等に対して今後とも周知に努めることが必要です。
- 被害者の支援には、保護命令、離婚、金銭的なトラブルの解決など、法律的な支援を要する問題が多くあるため、弁護士による支援が必要です。
- DVセンターや女性相談員による相談体制を一層充実するとともに、警察等の関係機関と緊密な連携を図ることが必要です。
- 関係機関の情報の共有、秘密保持などについては、個人情報の保護の観点から情報管理を徹底することが必要です。
- 被害者の支援には、民間支援団体とDVセンター等の連携が必要です。
- 警察では、警察安全相談室、各警察署において相談に応じるとともに、女性安全相談所、女性被害相談所で被害相談を受理するなど、女性が相談しやすい環境づくりに努めています。
- 県では「配偶者からの暴力に対する相談対応マニュアル」を作成し、女性センター、保健福祉事務所、男女共生センター、児童相談所、警察、市町村など関係機関の役割を明確にし、連携の強化を図っています。
- DVと児童虐待は相互に重複して発生することがあることから、DVセンターと児童相談所は、相互に早期発見や相談、支援を行うために連携する必要があります。

(1) 市町村基本計画策定に対する助言、支援等

DVの防止及び被害者の保護を総合的に、かつ地域の実情を踏まえてきめ細かく実施していく観点から、市町村の基本計画の策定に対する助言、支援等を行います。

(2) 医療関係機関との連携

医療関係者（医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、メディカル・ソーシャルワーカー[※]等）は、日常の業務を行う中でDVの被害者を発見しやすい立場にあります。医療関係者が暴力を受けた被害者を発見したときは、被害者の安全確保や、その者の意思を尊重するように努めながら、守秘義務を理由にためらうことなく、DVセンターや警察に通報できるよう、医療関係機関との協力体制づくりを進めます。

(3) 弁護士との連携

被害者の支援に際して法律的な支援を得るため、弁護士との連携が必要です。

福島県弁護士会と女性センターが定期的に懇談会を開催し、相互理解の促進及びDV問題への対応等について意見交換を行うなど、連携を図ります。

また、保護施設入所者が必要に応じて法律相談できるよう、県と福島県弁護士会は連携して相談体制を整えます。

(4) 民間支援団体との連携

公的機関は、被害者の状況に応じた細やかな支援を行っている民間支援団体と連携して被害者支援にあたる必要があることから、DVセンター等は民間支援団体との情報交換、研修、運営への支援を行います。

また、女性センターでは関係する民間支援団体に構成員等として参加するほか、研修の開催や講師派遣等を行います。

(5) 民生委員・児童委員・人権擁護委員等各相談員との連携

日頃、地域に根ざした活動を行っている民生委員・児童委員を対象に、研修会の開催やパンフレットの配布を行い、DVについての理解を深める取組を推進します。民生委員・児童委員は、被害者の早期発見に努めるとともに、被害者に対する支援に努めます。

また、通報したことで、通報者が加害者からの圧力や追跡及び暴力の被害に遭わないよう十分に配慮することに努めます。

[※] 主に医療機関や保健施設等に勤務しており、病気やケガでおこった経済・社会・心理的な悩み事、不安等の問題について相談を受け、問題解決の援助を行う福祉の専門家のこと。

(6) 警察における対応

警察は、DVが行われていると認めた場合は、暴力の制止に当たるとともに、応急の救護が必要と認められる被害者の保護をします。併せて、被害者の意思を踏まえながら、加害者への指導警告や、加害者の検挙を行うなど、DVによる被害の発生を防止するための措置を講じます。

また、被害者に対して、加害者の検挙の有無にかかわらず、事案に応じて、必要な自衛措置やDVセンター等の関係機関、保護命令制度等を教示するなど、DVによる被害の発生を防止するための措置について指導助言を行います。

精神的にダメージの大きい被害者に対し、被害者カウンセラーによるカウンセリングを行い、被害者の精神的被害の回復や軽減を図ります。

(7) 児童相談所との連携

DVセンターは、相談対応などを通して児童虐待を発見しやすい立場にあることから、児童虐待の早期発見に努めます。また、児童虐待が疑われる情報を得た場合は、速やかに児童相談所と連携して対応します。

同様に、児童相談所がDV被害者を発見した場合は、DVセンターまたは警察に通報するなど、関係機関が連携して対応します。

(8) 関係機関の対応と情報の共有化

女性センター、保健福祉事務所、男女共生センター、児童相談所、警察、市町村など関係機関は、それぞれの機能を生かし、連携して支援します。

また、DV相談窓口では、女性相談員等の専門の職員以外にも被害者からの相談を受けることがあるため、研修等により、職員全体でDVへの認識の向上に努めます。

関係機関が連携して対応するためには情報の共有が必要です。被害者に関する情報は、個人情報保護法等で規定される個人情報に当たるとともに、被害者及びその関係者の安全確保を図るため、取扱いには細心の注意が求められることから、被害者を支援する関係機関における情報管理を徹底します。

関係機関の対応については、「配偶者からの暴力に対する相談対応マニュアル」（平成29年3月改訂）を活用し、円滑な連携を図ります。

2 配偶者暴力相談支援センターでの支援

現状と課題

- DVセンターは、DV防止法第3条第3項で以下の業務を行うこととなっています。
現在、県内でDVセンターとして指定されている施設は9箇所あり、各施設で以下の業務を行っています。

DV防止法 第3条第3項	
①	相談または相談機関の紹介
②	被害者の心身の健康回復のための医学的または心理学的指導等
③	被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護 (一時保護は、婦人相談所またはその委託先が実施)
④	被害者の自立生活促進のための情報提供、助言、関係機関との連絡調整、その他の援助
⑤	保護命令制度の利用についての情報提供、助言、関係機関との連絡調整、その他の援助
⑥	保護施設等の利用について情報提供、助言、関係機関との連絡調整、その他の援助

県DVセンター（8箇所）	女性センター、男女共生センター、保健福祉事務所6箇所
市町村DVセンター（1箇所）	郡山市こども家庭相談センター

- 県のDVセンターは困難事案や専門的・広域的な対応などの業務に取り組むことが求められており、女性センターでは、福祉、法律、医療の各分野の専門家である女性相談支援専門員によるスーパーバイズ*を行っています。
- 市町村のDVセンターは、被害者にとって最も身近な支援の窓口として、相談や支援に取り組むことが求められています。
県は、DVセンター未設置市町村に対して運営に必要なノウハウ等を提供するなど、DVセンターの設置を働きかけています。
- 被害者が相談しやすい体制が必要であるため、女性センターでは、平日の昼間だけでなく、夜間（21：00まで）や土日にも相談を受けています。
- 男性の被害者がより相談しやすいよう、男女共生センターでは、男性相談員による相談を受けています（毎週火曜日 17時～20時（休館日及び休館日前日を除く。））。
- DVセンターにおける相談の実施に当たっては、守秘義務の徹底や二次被害の防止等相談対応能力の向上が必要です。
- DVセンターにおいては、加害者が訪問することも想定し、安全確保のための対策を講ずることが必要です。

* 経験豊かな指導者に、個別の案件について継続的・定期的に相談し、助言を受けること。

(1) DVセンター機能の充実

夜間・土日の相談体制の充実のほか、相談対応職員等に対する研修の充実や相談対応職員に対するスーパーバイズの強化を図り、DVセンター機能の充実を図ります。

(2) DVセンターと関係機関との連携

DVセンターの中核となる女性センターや各保健福祉事務所に配置されている女性相談員を中心として、DVセンターと児童相談所、要保護児童対策地域協議会及び警察・医療・司法等との連携を図ります。

(3) 市町村における相談体制整備への支援

市町村に対して、DVセンターの運営に必要なノウハウ等を提供し、被害者のより身近な相談機関として、市町村によるDVセンターの設置を積極的に働きかけます。

また、市町村には、被害者にとって最も身近な行政主体として、積極的な取組を行うことが求められていることを踏まえ、市町村職員を対象とした研修の実施や情報の提供を通じて、相談体制整備の支援を行います。

3 女性相談員による支援

現状と課題

- 県は、令和元年度現在、女性センターに5名、各保健福祉事務所に1名ずつ、計11名の女性相談員を配置しています。また、福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、喜多方市の5市に計9名（喜多方市は1名、その他の市は2名）の女性相談員が配置されています。
- 女性相談員は、「婦人保護事業実施要領」第4の5に基づき、要保護女子等の早期発見、相談、調査、判定、指導を行います。
- 女性相談員の専門性を高めるために、業務に必要とされる研修の充実を図る必要があります。
- 女性相談員がひとりでケースを抱え込まないように配慮するとともに、県保健福祉事務所では、多職種によるチームでの相談体制の充実や対応能力の向上を図る必要があります。
- 女性センターでは、DV対応等相談機能向上のための研修会を実施しています。また、困難な相談に対応するため、女性相談支援専門員のスーパーバイズを受ける体制としています。

(1) 女性相談員の相談対応能力向上のための研修の充実

法制度をはじめとした社会資源の利用方法や、関係機関との連携のとり方、心理的援助の技法・技術の向上及び二次被害を防止するための研修など、女性相談員や女性相談担当職員が具体的な業務を遂行する中で特に専門性を必要とする内容を中心に研修の充実を図ります。

(2) 組織的な対応への配慮

女性相談員や女性相談担当職員は、被害者からの深刻な被害状況について相談を受けているうち、自らも同様な心理状態に陥る、いわゆる「代理受傷」を体験したり、納得のいく解決策が容易に見出せないことから業務に意欲を失い、いわゆる「バーンアウト状態」に陥ったりすることがあります。

このように職員が一人で思い悩むことがないよう、相談員個人ではなく総合的、多角的に問題をとらえるような組織的な対応やスーパーバイザー^{※1}によるスーパービジョンシステム^{※2}により相談員のメンタルヘルスキアの充実を図ります。

また、女性が抱える問題への対応は様々な社会資源の活用が必要になることから、多職種による組織的な相談体制の充実や対応能力の向上を図ります。

(3) 市町村における女性相談体制の充実

市町村には、被害者にとって最も身近な行政主体として、積極的な取組を行うことが求められていることを踏まえ、市町村における女性相談員の設置を促進します。

4 ボランティアと民間支援団体への支援

現状と課題

- 女性センターでは、ボランティアである「女性支援パートナー」と職員が協働して、学習支援業務等を実施しています。
- 県内に、被害者の電話相談を行っている民間支援団体があります。
- 民間支援団体の中には、被害者の支援のための豊富なノウハウを有し、一人一人の多様なニーズに柔軟に対応して取り組む団体があります。

※1 カウンセラーやソーシャルワーカーなどの現業員の指導・監督やメンタルヘルスキアを実施する者で、豊富な経験や知識をもつ熟練した指導者のこと。

※2 スーパーバイザーが、事案の担当者であるソーシャルワーカーなどに、示唆や助言を与えながら行う教育システムのこと。

- DV加害者の更生について、再犯防止に取り組む民間団体へのDVに関する情報提供などの更生に向けた取組についての働きかけや、先進的な取組の情報収集が必要です。

施策の方向

地域・民間支援団体等、生活環境部、保健福祉部

(1) ボランティアとの連携・協力

女性支援パートナーの能力や適性などに合わせた配置を行い、連携・協力して業務に取り組めます。

(2) 民間支援団体との連携・協力

地域において被害者支援活動を行っている民間支援団体の活動を促進するため、団体と連携・協力した事業の実施や団体に対する支援を推進します。

東日本大震災により被災し、避難生活を送る方のDV被害に関して、県内の民間支援団体と協力し、電話相談及び面接相談を行います。

DV加害者の更生について、更生保護団体などにDVに関する情報提供等を行うなど、更生に向けた取組の働きかけや先進的な取組を行っている民間団体等の情報収集を行います。

1 被害者の安全確保

現状と課題

- DV被害は、場合によっては命を落とすこともあり、被害者の安全確保が最優先課題です。暴力を避けるために家を出た寄宿先のない被害者が一時的に安全に生活できる場所として、一時保護所があります。なお、一時保護所の所在地は非公表としています。
- 一時保護は、被害者本人の意思に基づき、下記の理由で一時的に保護が必要な場合に実施しています。

- ① 適当な寄宿先がなく、当該者に被害が及ぶことを防ぐため緊急に保護することが必要であると認められた場合
- ② 一時保護所等での自立に向けた援助が有効であると認められる場合
- ③ 心身の健康回復が必要であると認められる場合 等

- 一時保護は、地域の実情に応じて福祉施設や民間シェルターへ委託可能であり、委託先の拡充も必要です。
- 県土が広大であるため、被害者及び同伴する家族を一時保護する場合は、相談窓口から一時保護所まで、安全確保のため、関係機関と連携を図りながら移送を行っています。
- 夜間の移送など被害者の心身に大きな負担をかける場合には、被害者に緊急避難場所を提供しています。
- 家庭内に暴力が存在する場合、子どもたちは、直接身体に暴力を受ける危険性だけでなく、暴力を目撃することによって著しい心理的外傷を被っている場合があります。子どものいる家庭でのDVについては「児童虐待の防止等に関する法律」で心理的虐待であると規定されています。これらのことから、被害者とともに一時保護となる同伴児についても、一時保護所で安心して生活し、安全に遊ぶことができる環境を用意し、保育や学習支援の体制を整えています。
さらに、子どもへの支援が必要な場合は、児童相談所と連携し、一時保護中だけでなく、地域で生活を再開する際の支援を行います。
- 県内に、被害者の保護を行っている民間シェルターがあります。
- 被害者の安全のために県域を越えて保護を実施する場合の送り出しや受け入れの問題があります。
- 相談窓口や一時保護所では苦情を密室化せず、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、苦情解決の仕組みを整備することが必要とされています。

(1) 安全な移送の確保

安全な移送手段を確保するとともに、被害者等の精神的安定に配慮した移送を行います。

(2) 保護・緊急避難の実施

夜間の遠方からの移送、特に、乳幼児を同伴している場合等、移送される者の心身に大きな負担をかけると思われるときには、警察との連携の下に、被害者を身近で安全な施設に宿泊させ、翌日に移送を行います。

警察は、被害者やその家族、支援者等に対する加害者のつきまとい等の行為があるときは、防犯指導等必要な措置を講じるとともに、ストーカー規制法の適用を積極的に検討し、被害者等の安全を守ります。

(3) 同伴児に対する配慮

一時保護にあたっては、母子を分離せず世帯として保護し、子どものケアや母子の関係回復支援を行います。併せて、保護された子どもたちのケアについては、児童相談所と連携を図ります。

同伴児が中学生以上の年齢に達している男子である場合や、児童そのものが行動上の問題を抱えているなどの場合には、児童相談所等関係機関との連携を図ります。

(4) 一時保護委託の拡充

被害者の一時保護委託については、民間シェルターなど対象施設を広げ柔軟に対応することで、被害者の個別の事情に配慮できるように努めます。

(5) 県域を超えた一時保護委託の検討

被害者の安全のため、県境を越えた広域的な入所を積極的に活用するとともに、円滑な対応が図られるよう、一時保護委託の活用や他県との協議や情報交換に努めます。

(6) 民間支援団体への支援

県内において被害者の保護を行っている民間支援団体の活動を促進するため、団体に対する支援を推進します。

(7) 関係機関との連携

「配偶者からの暴力に対する相談対応マニュアル」に基づき、DVセンター、警察、市町村、児童相談所等が連携して被害者の保護を行います。

(8) 迅速な苦情解決体制の整備

相談窓口において、被害者に対する理解不足から、二次被害が発生することがあります。各相談機関において職員の不断の研修により二次被害を防ぐとともに、二次被害が発生したときは、被害者からの苦情を受け付け解決に向けた適切な対応がとれる体制の整備に努めます。

苦情解決に当たっては、一定のルールに沿った方法で解決を進めることにより、信頼性や適正性の確保に努めます。

なお、女性センターにおいては、「苦情解決制度事務処理規程」を定めており、施設運営全般の苦情について適切な対応がとれる体制を整備しています。

2 保護命令制度等司法手続きについての支援

現状と課題

- DV防止法では、配偶者*からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた者が更なる配偶者からの身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は被害者の保護を図るため、被害者の申立てにより加害者に対して保護命令を出すことができます。

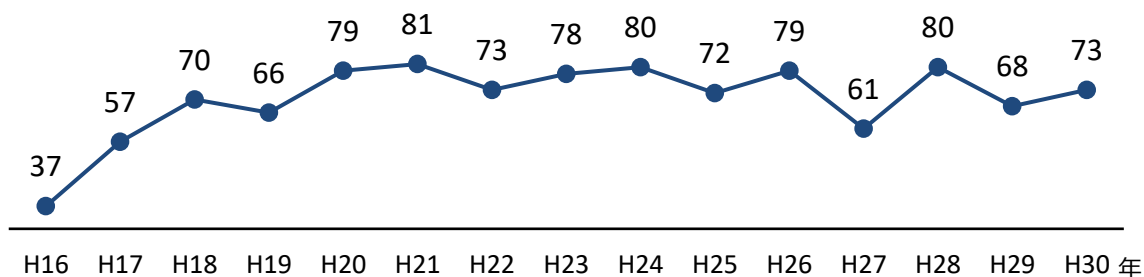
保護命令の内容
接近禁止命令 <ul style="list-style-type: none">○ 被害者への接近の禁止（6ヶ月）○ 被害者の子又は親族等への接近の禁止（6ヶ月）○ 電話・電子メール等の禁止（6ヶ月）
退去命令 <ul style="list-style-type: none">○ 被害者と共に生活の本拠としている住居からの退去（2ヶ月）

- DVセンターでは、被害者の保護命令申立てに必要な書面の作成（DV防止法第12条第1項）を支援しています。
- DV防止法第15条において、裁判所は保護命令を発したときは、申立人の住所等を管轄する警察及びDVセンターに通知する（DVセンターについては、申立人がDVセンターに相談等をした事実があり、かつ申立書にその旨の記載がある場合に限る。）こととされています。

* DV防止法改正（平成26年1月施行）で、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力も保護命令の対象となった。

福島県の保護命令申立件数（福島地方裁判所 新規受付件数）

※各年1月～12月の件数



[出典：司法統計「第4表 民事・行政事件数—事件の種類及び新受，既済，未済—全地方裁判所及び地方裁判所別」]

施策の方向

生活環境部、保健福祉部、警察

(1) 保護命令等司法制度の周知

DVセンターで、保護命令のための書面の作成のほか、機会を捉えてDV等被害者法律相談援助や民事法律扶助制度など被害者が司法手続きを進める上で必要となる制度の周知に努めます。

DV等被害者法律相談援助の内容

DV、ストーカー、児童虐待被害者を対象とした弁護士による法律相談（資力に関する要件なし、一定の基準を超える資産がある場合は相談料の負担あり）

民事法律扶助の援助内容

法律相談扶助

弁護士・司法書士による無料法律相談（資力に関する要件あり、相談は同一問題につき3回を限度）

代理援助

裁判や調停、交渉などで弁護士・司法書士の代理が必要な場合に、その費用を立て替える

書類作成援助

自分で裁判を起す場合に、裁判所に提出する書類を弁護士・司法書士に作成してもらうための費用を立て替える（無利子無担保）

日本司法支援センター（法テラス）が立て替える費用

- 実費（訴訟費用等）
- 弁護士着手金・報酬金
- 裁判所提出書類の作成報酬
- 保全処分等の保証金

※ 立て替え費用は原則として毎月月賦で返還します。

(2) 保護命令の通知を受けた場合の警察の対応

警察は、裁判所より保護命令の発令について通知を受けた場合は、被害者や接近禁止命令の対象となった被害者の親族等と連絡をとり、必要な指導助言等を行うほか、希望する被害者には携帯型緊急通報装置を貸与するなどして、万一の場合に備えます。加害者に対しても保護命令を遵守するよう指導警告を行います。

(3) 保護命令の通知を受けた場合のDVセンターの対応

DVセンターは、裁判所より保護命令の発令について通知を受けた場合は、被害者や接近禁止命令の対象となった被害者の親族等と連絡をとり、必要な情報提供を行うほか、警察その他関係機関との連携により被害者の安全確保に努めます。

3 被害者の心身の回復

現状と課題

- 一時保護された被害者の中には、加害者からの身体への暴力による外傷や言葉による暴力などにより、PTSDなどの精神疾患を負い、保護中に医療機関に入通院しなければならない女性が含まれています。
- 同伴児について、DVを目撃したことによる心理的外傷や直接的な虐待などの影響により、心身へのケアが必要な子どもがいます。
- 被害者の心身の回復を図るため、一時保護期間中に、生活保護の医療扶助や無料低額診療事業の利用、医療機関等の減免措置を活用して通院支援を行っています。

施策の方向

医療機関、保健福祉部

(1) 医学的・心理学的支援の充実

心身ともに疲れている被害者の早期回復のため、女性心理職員による被害者の心理教育、カウンセリング等を行うほか、嘱託の精神科医によるこころのケアの充実、通院支援など医学的・心理学的支援の充実を図ります。また警察では、精神的にダメージの大きい被害者に対し、被害者カウンセラーによるカウンセリングを行い、被害者の精神的被害の回復や軽減を図ります。

(2) 同伴児の心身のケア

子どもたちの心身のケアのため、児童相談所や虐待に理解と知識のある医師などの専門家と連携を図りながら、同伴児の心身のケアを行います。

また、心理担当職員等によるカウンセリングや箱庭療法などの心理療法やDVについての心理教育を実施します。

(3) 医療費

被害者の生活保護受給の手続きが円滑に進むよう、関係機関の理解を得るとともに、無料定額の医療機関の増加を図ります。

4 多様な背景を持つ被害者への対応

現状と課題

- 外国籍の被害者には、日本籍の加害者から在留資格取得手続きの協力が得られないなどの社会的暴力を受ける場合があります。また、被害者が人身取引[※]の被害者の場合もあり、人身取引被害者に対する相談・保護等に的確に対応することも必要となっています。
- 一時保護所利用者の中には、外国人や障がい者もいます。最近では、外国籍の被害者の出身国が多岐にわたり、相談時の通訳者の確保が困難となる場合もあります。
- 公益財団法人福島県国際交流協会は、多言語で対応する相談窓口を開設しています。対応言語は、11言語（日本語、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、タガログ語、ベトナム語、タイ語、ネパール語、インドネシア語、スペイン語）です。また、三者通訳電話（トリオフォン）を利用して、県協会が相談者と行政機関等の間に入って、通訳することができる電話通訳サービスを行っています。
- 性的少数者のDV被害について、親密な関係にある同性からの暴力によるDV事案も発生することを認識し、被害者を支援する必要があります。

施策の方向

地域・民間支援団体等、生活環境部、保健福祉部、警察

(1) 外国人への対応

① 外国語での相談対応

日本語が不自由な被害者のために通訳を配置し、保護命令などの支援制度の手続き等の支援を行います。さらに、様々な外国籍の被害者に対応できるよう、通訳者の確保をはじめ、関係機関・団体との連携を図ります。

② 外国人支援のための専門研修の実施

外国人支援のため、外国人を取り巻く問題点について、相談対応者のための専門研修を実施します。

[※] 女性や子どもの国境を越えた人身売買。発展途上国の成人女性や少女が、無理やりもしくは騙されて国外へ連れ出され、性的搾取や強制労働などに利用されることをいう。一般では「人身売買」の言葉で知られている。

③ 外国人支援団体のためのDV防止研修の実施

外国人支援を行っている団体等に対して、DV防止のための研修を実施します。

(2) 障がい者への対応

① 障がい者支援のための専門研修の実施

障がい者支援のため、障がい者を取り巻く問題点について、相談対応者のための専門研修を実施します。

② 障がい者支援団体のためのDV防止研修の実施

障がい者支援を行っている団体等に対して、DV防止のための研修を実施します。

③ 被害者の保護に当たっては、被害者の状況を把握し、市町村や各保健福祉事務所と連携しながら、必要な支援を行います。

(3) 性的少数者への対応

DV防止のための啓発や研修の中で、性的少数者の被害の状況や支援の必要性について周知します。

また、配慮を必要とする課題について関係機関が理解し、相談技術の向上に努めます。

1 女性のための相談支援センターにおける支援

現状と課題

- 保護中に行われる安全確保対策や、地域で再び生活するための支援は多岐にわたっています。
- DVなどによる心身のダメージから心身の健康を取り戻し、地域で生活するための家事や金銭管理などのスキルを身につけることや、加害者から離れた新しい家族の中で子どもとの関係を再び構築するための支援が必要な被害者もいます。
- 市町村の枠を越えた母子生活支援施設や保育所の利用が難しい問題や、一時保護中の児童が就学できない問題があります。

施策の方向

医療機関、生活環境部、保健福祉部、教育庁

(1) 生活スキル支援

自立のために生活スキルの習得が必要な被害者については、保護中に必要に応じて、家事や金銭管理などの生活スキルを習得するための支援を行います。また、必要に応じて、親子関係の改善のための支援を行います。

(2) 外国人への対応

一時保護された日本語が不自由な被害者のために通訳を配置し、保護命令の手続き等を支援しています。さらに、様々な外国籍の被害者に対応できるよう、通訳者の確保をはじめ、関係機関・団体との連携を図ります。

(3) 自立生活準備のためのケースマネジメント

一人一人のニーズにあった自立計画を立て本人の意思に沿って、就労の支援、住宅確保支援、各種手続き支援等の自立支援を行います。

2 就労の支援

現状と課題

- 加害者から逃れた被害者が、自立して生活していくためには、就業し、安定した収入を得ることが必要ですが、生計を支えるために十分な収入を得ることが難しい場合があります。
- 被害者が就職するために、求職活動の準備や方法についての相談、職業訓練、資格取得などの支援が必要です。
- 就職のための身元保証人の確保が困難なために、被害者の就労に支障が出る場合があります。

施策の方向

保健福祉部、生活環境部、商工労働部

(1) 就職に向けた支援

ハローワーク（公共職業安定所）やふるさと福島就職情報センター等において、就職についての相談、適性や希望にあった事業所への職業紹介を行うことにより就労促進を図ります。

また、男女共生センターでは女性のための就業援助相談を実施して、再就職希望者や内職希望者の就労を援助します。

さらに、福島県母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、就業に関する相談から情報の提供、講習会の開催まで一貫した就業支援を行います。

一時保護を終了する被害者の就労に際し、身元保証人の確保に向けた取組を推進して就労を支援します。

(2) 職業訓練の実施

公共職業能力開発施設（ポリテクセンター等）の実施する施設内訓練、及び県の実施する委託訓練等を活用して、仕事に就く前に必要な技術を身に付ける職業訓練を受講するよう周知に努めます。

3 地域での生活に向けた支援

A 市町村及び福祉事務所等における被害者の支援

現状と課題

被害者がそれまでの生活の場を離れ、新たに自立することを選択するためには、住宅の確保、経済的基盤の確立、心身の安全など様々な支援等が必要になります。

○ 住宅の確保

公営住宅等については、平成16年3月31日付け国住総第191号通知「配偶者からの暴力被害者の公営住宅への入居について」により、被害者について優先入居の取り扱いが可能となり、また、単身での入居についても可能となりました。この通知に基づいて、本県においても県営住宅については、平成16年12月より優先入居することができるようになりました。

また、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」が改正・施行され、被害者等の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度などが創設されています。

○ 生活保護

新たな生活を選択する上で、経済基盤の確立は非常に重要な問題です。被害者は心身に疾患を有していたり、乳幼児や年少の児童を抱えていたりする場合には、就労により安定した収入を得ることが困難なため、生活保護を受給せざるを得ないことがあります。被害者は配偶者から身を隠している者が多いことから、生活保護の適用に当たっては、扶養義務者に対する調査などにおいて弾力的な制度の運用を図るなど、被害者の置かれた特殊な状況への配慮が必要です。

○ 健康保険

被害者とその子どもが疾病等により、医療機関で受診するためには、配偶者に居場所を知られないよう配偶者の保険から外れ、自ら健康保険の加入者になる必要があります。配偶者の保険から新たな保険に移行する場合には、被害者とその子どもに対して、配慮が必要です。

○ 保育所等の子育て支援

被害者が就労するために保育所等の利用する場合には、被害者の置かれた特殊な状況への理解や市町村の枠を越えての利用への配慮などが必要です。

○ 住民基本台帳の閲覧等

市町村長は、住民基本台帳の一部の写しの閲覧、住民票の写し等の交付及び戸籍の附票の写しの交付が請求された場合において、不当な目的であることが明らかなき場合には、その請求を拒むことができるとされています。また、平成16年7月から、被

害者等から住民基本台帳の一部の写しの閲覧拒否などの支援措置の実施を求める旨の申出を受け付けた場合には、警察やDVセンター等の意見を聴き、必要性を確認した上で支援を実施することが制度化されました。

○ 母子生活支援施設

母子生活支援施設は、母子を分離させずに入所させ、家庭養育を支援する機関であり、被害者とその子どもが地域で安全に生活するために重要な資源ではありますが、市町村の枠を超えた母子生活支援施設の利用が難しいなどの課題があります。

施策の方向

健康保険保険者、市町村、総務部、保健福祉部、土木部

(1) 住宅の確保

県営住宅において、被害者の優先入居措置を継続して行います。今後、市町村における公営住宅の被害者に対する弾力的な運用についても要請を行っていきます。

また、保護を終了する被害者の住宅確保に際し、身元保証人の確保に向けた取組を推進して住宅の確保を支援します。

(2) 生活保護

DV被害により生活が困窮し、能力や資産の活用、親族等の援助が困難な場合については、経済的な自立の目途が立つまでの間、本人の申請に基づき生活保護の利用による支援を行い、暴力からの避難や生活再建など被害者の置かれた特殊な状況に十分配慮した運用を行います。

また、DVで傷ついている被害者が一時保護となった場合で、通院費用を持たないときは、医療機関等の診療を受けることができるよう、本人の申請に基づき医療扶助による支援を行います。

(3) 健康保険

被害者の救済と自立を図る観点から、被害者とその子どもが配偶者の保険から外れ、自ら新たに健康保険に加入を希望する場合については、他の健康保険の保険者と連絡を取り合うなどにより適正な取扱いが行われるよう、その徹底を図ります。

(4) 保育所等の子育て支援

保育所等を利用する場合には、被害者の置かれた特殊な状況への理解や市町村の枠を越えての利用について、市町村に対してDVの理解や被害者の自立に必要な支援について理解を得られるよう働きかけます。

(5) 住民基本台帳の閲覧等の制限

被害者の安全確保のため、加害者から請求がなされた場合には請求を拒否するとともに、その他の者からの請求の場合にも、本人確認や請求事由の厳格な審査により適正な取扱いが行われるよう、その徹底を図ります。

(6) 母子生活支援施設の利用

被害者の家族状況や経済状況に配慮し、母子生活支援施設を適切に利用できるよう、県・市町村の担当窓口へ情報提供してまいります。

B 民間支援団体等における被害者の支援

現状と課題

- 県内におけるDV防止や被害者の支援を行うための民間支援団体は、数少ない状況となっています。
- 被害者を支援するための団体やボランティアの育成とその支援が必要です。
- 被害者が自立するためには、行政だけでなく地域の民間支援団体等からの様々な支援が必要であることから、人材の発掘や育成、さらには、地域における支援の核となるような民間支援団体に対する行政の支援が必要です。
- 地域において援助にかかわる専門家（医師、看護師、弁護士等）への普及啓発や連携を図る必要があります。
- 県内に被害者の自立に向けた資金貸し付けを行っている民間支援団体があります。

施策の方向

地域・民間支援団体等、保健福祉部

(1) 地域における活動支援

地域で生活する被害者に対して、行政機関への同行や各種手続、就職活動に関する情報提供など、様々な支援に当たる協力者の養成に努めます。また、DVセンターを中心に、直接支援及び間接支援の輪を広げて行きます。

さらに、地域における支援の核となるような民間支援団体に対する行政の支援を進めます。

(2) 地域において援助にかかわる専門家との連携

地域において援助にかかわる専門家（医師、看護師、弁護士等）との連携の強化に努めます。

4 子どもへの支援

現状と課題

- 子どものいる家庭におけるDVは子どもに対する心理的虐待であり、被害者の自立支援のためには子どもへの支援も必要です。
- 子どもの安全を守るために、保育所や幼稚園、学校等の子どもが過ごす場所におけるDV被害への理解や、安全確保が必要です。
- DVは子どもの心身に悪影響を与えるため、子どもの心のケアが必要です。
- 一時保護中は、接近禁止命令により子どもの安全が確認された場合、教育委員会と協議をし、区域外就学の手続きをとった上で通学させています。また、通学ができない場合も学習指導を行っています。

施策の方向

保健福祉部

(1) 子どもへの心身のケア

一時保護所では、被害者とともに保護され、心身への虐待を受けた子どものケアのため、児童相談所や虐待に理解と知識のある医師などの専門家と連携を図りながら、心理担当職員等によるカウンセリングや箱庭療法などの心理療法やDVについての心理教育を行います。また、必要に応じて児童相談所などの子どもの相談機関につなぎ、地域での生活を始めた後も支援が受けられるよう、関係機関と連携します。

(2) 就学支援と安全確保

教育委員会との連携の下に、被害者の子どもの区域外就学について弾力的に受け入れが行なわれるよう努めます。また、子どもの安全確保と守秘義務の徹底を図ります。

5 地域におけるアフターケア

現状と課題

- DVは繰り返し行われる傾向があるため、被害者が家庭に戻っても、再びDVセンターへの相談や一時保護を利用するケースもあります。
- 配偶者との離婚が成立しても自立生活ができず、結局、夫の元に戻る場合もあります。
- 子どもを抱えた被害者が地域社会で自立していく中で、地域の子育て支援活動を利用することで負担感の軽減を図ることができます。しかし、自立を始めたばかりの被害者にとって子育て支援に関する情報が身近にない場合もあります。

- 外国人の被害者が地域で自立するためには、不自由な日本語の習得や母国語等で相談できる窓口等が必要です。
- 県内では、日本語を教える教室はボランティア団体や公民館などによって運営されており、平成30年12月1日現在で35教室あります。また、福島県国際交流協会では、県内在住外国人の方を対象に相談窓口を開設して、様々な相談に対応しています。

施策の方向

地域・民間支援団体等、市町村、生活環境部、保健福祉部

(1) DVセンター等によるアフターケア

保護終了後等に、訪問・電話・面接による相談や各被害者に必要な地域支援を行うなどのケアを各地域の女性相談員やケースワーカーが継続して実施し、地域社会で安定した生活を継続させるための支援を行います。

(2) 市町村における支援

市町村の子育て世代包括支援センターへの相談を勧め、地域の子育て支援事業の活用を促すとともに、ホームスタートなどの民間の子育て支援の資源の活用を促します。

(3) ひとり親家庭への支援

福島県母子家庭等就業・自立支援センターによる就業支援のほか、資格取得のための自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金、児童扶養手当や就学、医療、介護などの貸付制度(母子及び父子並びに寡婦福祉資金)、ひとり親家庭医療費助成事業等の活用を促します。

(4) 地域の外国人被害者への支援

ボランティア団体等による日本語教室や、福島県国際交流協会等における相談対応など、外国人被害者への支援を継続して行います。

第5章 具体的目標及びモニタリング指標

1 具体的目標（数値目標）

(1) 基本計画策定市町村数

計画策定時 (平成 17 年度)	現 状 (令和元年度)	目標年次 (令和 6 年度)	説 明
—	18 市町村	30 市町村	平成 19 年の D V 防止法改正で、市町村の基本計画策定が努力義務化されました。目標年次までに、半数の市町村が基本計画を策定するよう、助言、支援等を行います。

※ 基本目標Ⅱ－1 施策の方向：市町村基本計画策定に対する助言、支援等

(2) D V センター設置数

計画策定時 (平成 17 年度)	現 状 (令和元年度)	目標年次 (令和 6 年度)	説 明
8 箇所	9 箇所	13 箇所	平成 19 年の D V 防止法改正で、市町村の D V センター設置が努力義務化されました。目標年次までに、特に令和元年度時点で女性相談員を配置している 4 市が D V センターを設置するよう、相談体制整備の支援を行います。

※ 基本目標Ⅱ－2 施策の方向：市町村における相談体制整備への支援

(3) 女性相談員配置市数

計画策定時 (平成 17 年度)	現 状 (令和元年度)	目標年次 (令和 6 年度)	説 明
5 市	5 市	13 市	現在、5 市が女性相談員を配置しています。目標年次までに、特に、全ての市における女性相談員の配置を促進します。

※ 基本目標Ⅱ－3 施策の方向：市町村における女性相談体制の充実

(4) DVセンターが要保護児童対策地域協議会に参画している市町村数

計画策定時 (平成 17 年度)	現 状 (令和元年度)	目標年次 (令和 6 年度)	説 明
—	21 市町村	30 市町村	児童虐待とDV対策の連携強化のため、DVセンターの要保護児童対策地域協議会への参画を促進します。

※ 基本目標 I - 4 施策の方向：家庭における虐待防止対策

2 モニタリング指標

(1) DVセンターにおける相談受付件数

計画策定時 (平成 17 年度)	直近の実績 (平成 30 年度)
1,086 件	1,477 件

(2) 保護件数

計画策定時 (平成 17 年度)	直近の実績 (平成 30 年度)
一時保護 実人数 110 人 延人数 2,603 人	一時保護 実人数 87 人 延人数 2,173 人
長期保護 実人数 77 人 延人数 8,147 人	長期保護 実人数 32 人 延人数 1,353 人

(3) 県内（福島地方裁判所管内）における保護命令申立件数

計画策定時 (平成 17 年)	直近の実績 (平成 30 年)
57 件	73 件